

県土整備部  
都市建築部  
関係各課・現地機関の長 様

県土整備部技術検査課長

ゴム製品等の製造時検査に係る不正に関する今後の対応について（追加）

「ゴム製品等の製造時検査に係る不正に関する今後の対応について」（平成 28 年 2 月 2 日付 技第 664 号）において、県土整備部及び都市建築部の関係課・現地機関が発注する工事にあたっては、製品の品質を確実にするため、当面の間、東洋ゴム化工品（株）で製造された製品や材料を用いる場合には、契約時点で第三者機関による品質を証明する書類の添付を義務づけることとしています。

平成 29 年 12 月 27 日に、東洋ゴム化工品（株）の一部事業がニッタ（株）の 100% 子会社であるニッタ化工品（株）へ承継されたことから、当面の間、ニッタ化工品（株）で製造された製品や材料を用いる場合においても、契約時点で第三者機関による品質を証明する書類の添付を義務づけることとします。

具体的には、今後発注する工事において、第三者機関による品質を証明する書類を提出することを義務づける旨を契約図書（特記仕様書等）に記載し、品質の確保に努めることとします。

また、当面の間とは、国土交通省によって、再発防止策実施後の改善状況が確認され、その結果についての通知があるまでとします。

本文書は、下記に掲載しています。

RENTAI POTAL      リンク集      基盤関係      61 建設技術ポータル  
   監督員業務      33 施工管理      331 通知文

県土整備部 技術検査課 建設技術係			
担当係長	小 原	担 当	豊 田
T E L	058-272-1111 内線 2294		
E-mail	c 11656@pref.gifu.lg.jp		

**別添** 特記仕様書への記載例

第 条 ゴム製品等の品質確認等

受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料(以下、ゴム製品等とする。別表参照)を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対し受注者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面・人事面で関係がない者)によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督員の確認を得るものとする。

以下はゴム製品等に求められる機能に応じて記載すること。

(記載例)

なお必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。

試験名	計測項目
通常状態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び
熱老化試験	熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み
製品検査	外観、寸法、性能

第 条 ゴム製品等の品質確認をした場合における瑕疵担保の取扱い

第三者による品質証明書類を提出し監督員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の瑕疵担保責任が免責されるものではない。

別表

製品及び材料名	
防振ゴム	ディーゼルエンジン用防振ゴム ゴム製軸継手 産業機械用空気ばね
芝保護材	
落橋防止ゴム	
道路資材	車止め(ガードコーン) 視線誘導標・車線分離標
弾性舗装材	ゴムチップ舗装材
建築防水資材	

代表的な製品例である